

# 付録1

## \* 相続税の基本

### 1. 相続税とは

人の死亡により財産が移転する場合に、その財産に課される税金。  
財産を取得した人に課税される。

### 2. 課税される財産

#### ① 本来の相続財産

土地・建物、預貯金、株式その他全ての財産が課税対象となる。

#### ② みなし相続財産

本来は相続財産でないが、相続税の課税上、相続財産とみなされるもの。

A. 生命保険金……保険の掛けかたによる

B. 死亡退職金

#### ③ 相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産

#### ④ 相続時精算課税制度による贈与財産

### 3. 非課税財産

#### ① 死亡保険金と死亡退職金

死亡保険金や死亡退職金は、一定額が非課税となります。

非課税金額=500万円×法定相続人の数(養子の数の制限)

#### ② 墓所・仏具等

#### ③ 香典

### 4. 債務控除

#### ① 住宅ローンなどの借入金

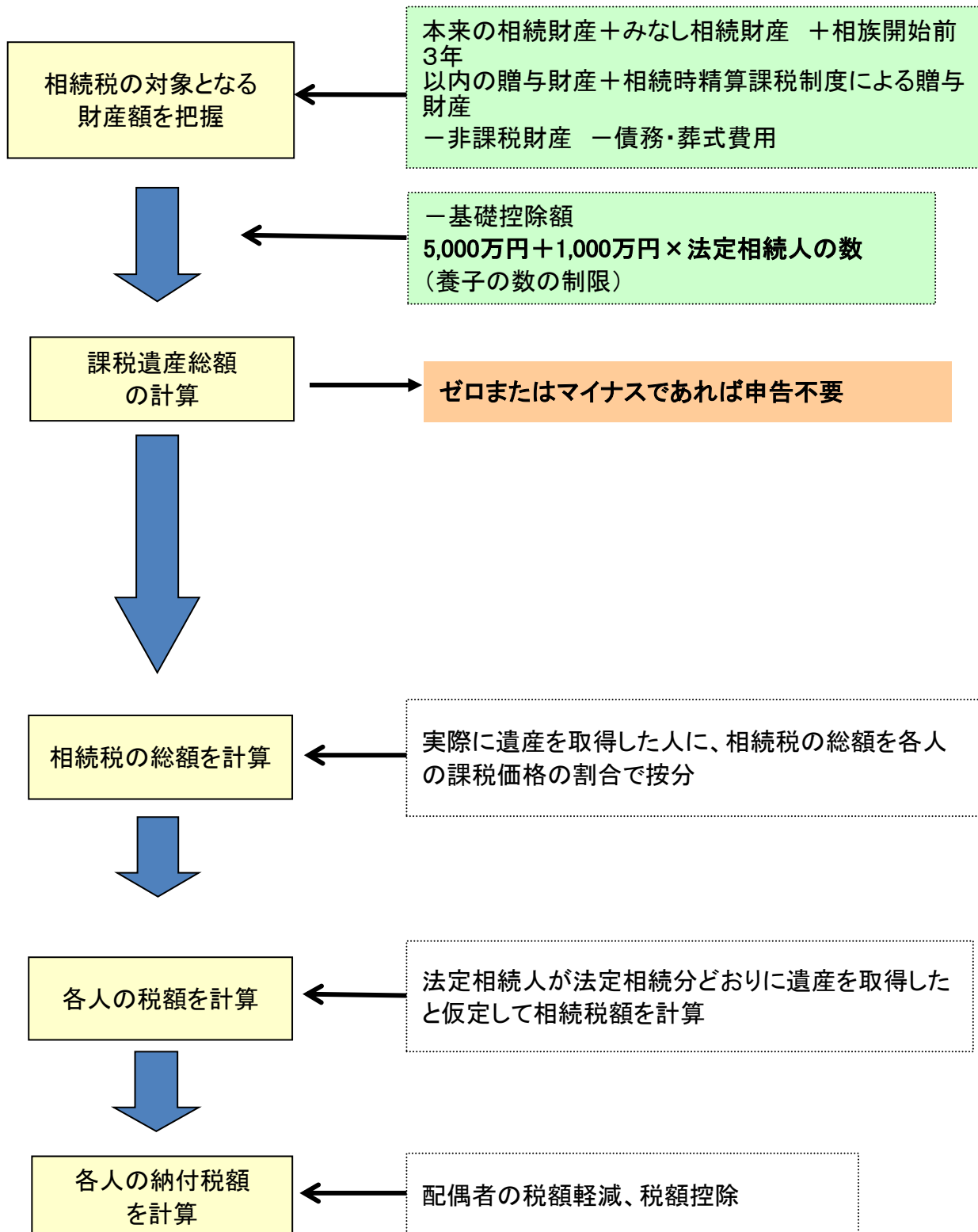
#### ② 未払いとなっている固定資産税などの租税公課

#### ③ 葬式費用

香典返礼費用、四十九日の法会費用は含まない。

## 付録2

### \* 相続税の計算の流れ



相続税の計算の流れは上記のようになります。ここでは大まかな流れを理解してください。  
また、相続税は改正される可能性があります。  
消費税の増税にあわせて基礎控除額の削減や税率のアップが予定されていますので、  
改正の動向に注意する必要があります。

## 付録3

### \* 税法上の法定相続人の数

#### 1. 養子の数の制限

養子は、民法上は実子と同じ扱いです。

相続税法上、法定相続人の数に入れることができるのは、

実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までに制限されます。

#### 2. 相続放棄をした人

相続放棄した人も相続人の数に数えます。

### \* 相続税の特例

#### 1. 配偶者の税額軽減

(1) 次の場合は配偶者には相続税が課税されない

① 配偶者の法定相続分までの財産額

② 配偶者が相続した財産額が法定相続分を超えても、その額が1億6,000万円以内の場合

(2) 要件

① 法律上の婚姻関係にあること

② 相続税の申告をすること

③ 申告期限までに遺産分割が決まり、配偶者の相続財産が確定していること

(3) 注意点

配偶者が相続する財産は、二次相続のことも考え慎重に検討する必要がある。

#### 2. 小規模宅地等の相続税の課税価格の特例（平成27年以降改正）

被相続人または被相続人と生計を一にしていた親族が、

居住用や事業用に使用していた宅地等(借地権を含む)のうち一定の条件を満たすものは、

一定の面積について評価が低くなる。

・居住用宅地等・・・240㎡までの部分を80%減額

① 配偶者が相続した場合

② 被相続人の居住用家屋に同居していた者がその宅地等を相続した場合

③ 相族開始前3年以内に自己や配偶者の持家に居住したことが無い者が  
相続した場合(配偶者や同居親族がいない)

④ 被相続人と生計を一にしていた者が相続した場合

付録4

**\* 課税遺産総額の簡易計算**

(記入日 年 月 日)

\* 手計算で相続税を計算される場合にご使用ください

財産の種類		計算方法		評価額 (万円)
財 産	不動産	①宅地 (自宅)	(1)路線価×面積 (2)予想取引金額×0.8	(小規模宅地の 場合×0.2)
		②宅地 (店舗)	(1)路線価×面積 (2)予想取引金額×0.8	(小規模宅地の 場合×0.2)
		③宅地 (貸家建付地)	(1)路線価×面積 (2)予想取引金額×0.8	×0.79
		④宅地 (貸宅地)	(1)路線価×面積 (2)予想取引金額×0.8	×(1-借地 権割合)
	⑤建物 (自宅・店舗)	固定資産税評価額		
	⑥建物 (貸家)	固定資産税評価額	×0.7	
	⑦ 借地権	路線価×面積×借地権割合		
有 価 証 券	⑧上場株式	取引価格×株式数		
	⑨非上場株式	純資産価値額×持株割合		
	⑩公社債	市場価格 + 経過利子		
	⑪投資信託	基準価格×口数		
⑫預貯金		残高 + 経過利息(定期預金のみ)		
⑬生命保険		死亡保険金額 - 500万×法定相続人数		
⑭死亡退職金		退職金額 - 500万×法定相続人数		
⑮自動車		中古同車種の売買価額		
⑯ゴルフ会員権		取引価格×0.7		
⑰貸付金		貸付金額		
⑱その他 (家財他)		時価 (不明な場合は概算)		
<b>A 財産合計</b>				
債 務	⑲銀行借入金(団信付き住宅ローンは除外)、未払い金			
	⑳葬式費用			
<b>B 債務合計</b>				

<b>C 課税価格の合計額 (A財産合計-B債務合計)</b>	
---------------------------------	--

<b>D 基礎控除</b>	5,000万+1,000万×法定相続人数	
---------------	----------------------	--

<b>課税遺産総額 (課税価格-基礎控除)</b>	
---------------------------	--

